

# イギリスの認知症ケア動向Ⅲ

## イギリスの年金制度

### <目次>

1.	制度体系 .....	1
2.	年金制度の特徴.....	2
(1)	低い公的年金給付水準.....	2
(2)	適用除外 (contracting-out) .....	3
(3)	その他 .....	3
3.	各年金制度の特徴.....	3
(1)	基礎年金.....	3
(2)	ステークホルダー年金.....	5
(3)	国家第二年金 (SSP) .....	5
(4)	企業年金.....	6
4.	年金クレジット (Pension Credit) .....	7
5.	これまでの年金制度改革の動き.....	8
(1)	ブレア政権初期の制度改革.....	8
(2)	ブレア政権後期の動き.....	8
(3)	その他の主な改革.....	10
6.	年金財政 .....	12

### III イギリスの年金制度

#### 1. 制度体系

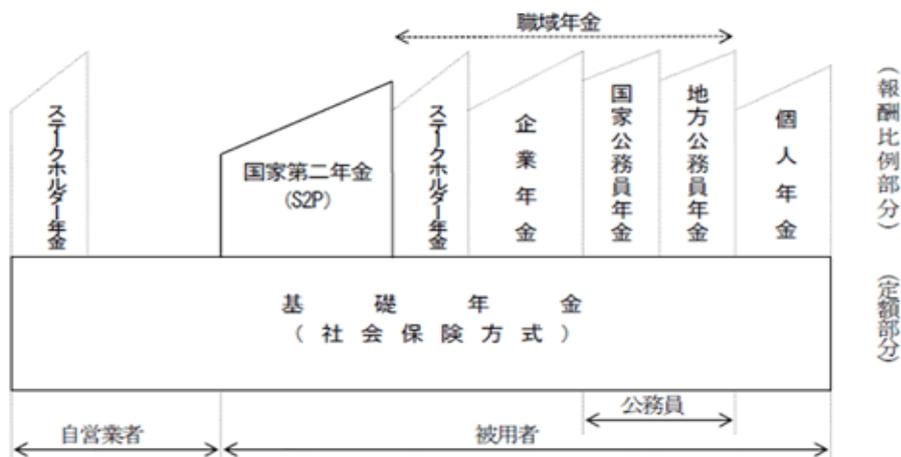
イギリスの年金制度は、全国民を対象とし、失業や業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う「国民保険 (National Insurance)」制度の基幹部分として運営されている。

国民保険は、退職年金[基礎年金 (Basic State Pension)・国家第二年金 (State Second pension) (旧所得比例年金)]・就労不能給付 (Incapacity Benefit)・遺族関連給付・求職者手当 (Jobseeker's Allowance)・業務災害障害給付等の給付を行う単一の社会保険制度であり、医療保障と公的扶助制度を除く総合的な所得保障制度として実施されている。

年金制度の基本構造は我が国と類似しており、基礎部分 (定額) + 報酬比例部分の2階建て (下図参照) 方式となっている。1階部分は、原則として国民全員をカバーする国家基礎年金 (Basic State Pension) であり、2階部分は、被用者を対象とした国家第二年金 (Second State Pension) からなる。職域年金や個人年金といった私的年金は、2階及び3階部分の役割を果たしている。企業年金や公務員年金・個人年金等は、確定給付型 (Final salary pension) と確定拠出型 (Money purchase pension) が典型である。

保険料の徴収はイギリス歳入関税庁 (HM Revenue and Customs) が行い、給付は雇用・年金庁の年金サービス (The Pension Service) が行っている。

<制度体系>



出典：厚生労働省HP

## 2. 年金制度の特徴

### (1) 低い公的年金給付水準

イギリスの公的年金は、比較的給付水準が低く、1階部分の基礎年金の平均は、週当たり夫婦で152.30ポンド<sup>1</sup>(約2万円)となっている。そのため、最低所得水準[単身者：週130ポンド(約1.7万円)、夫婦：週198.45ポンド(約2.6万円)]に満たない高齢者が相当数存在している(年金生活者の約2割が該当)。但し、私的年金の加入率は高く、私的年金を含めた任意加入年金制度を加えると総所得代替率(ネットでなくグロス)は、就労時所得の70.0%となっており(男性個人の場合)、私的年金の活用によって高齢期の収入が高い水準で確保されている。因みに、公的年金と私的年金の受取割合は、平均で53:47(2006年)となっている。

イギリスにおける公的年金の所得代替率は、平均的な所得を得ている者で、就労時所得の45%とすることを目標として掲げている。しかし、2009年のOECDの調査によると、実際には、税・社会保険料を除いた手取り所得代替率は40.9%(日本は38.7%)となっている。

### 年金生活者(夫婦並びにシングル)の平均総収入の内訳(世帯年長者で区分) 2006/07

イギリス

	年金受給夫婦				シングル年金受給者			
	75歳未満		75歳以上		75歳未満		75歳以上	
	ポンド/週	%	ポンド/週	%	ポンド/週	%	ポンド/週	%
総収入	547	100	413	100	267	100	231	100
手当等	164	30	203	49	141	53	151	65
職業年金	141	26	129	31	59	22	49	21
私的年金	24	4	14	3	6	2	5	2
投資収入	60	11	45	11	26	10	18	8
稼得収入	155	28	18	4	31	12	4	2
その他	3	1	4	1	3	1	3	1

出典：The Pensioners' Incomes Series 2006/07, Department for Work and Pensions

<sup>1</sup> 1ポンド=132円(2008年12月末の為替レート)で計算。次頁以降、同様に計算。

## (2) 適用除外 (contracting-out)

義務教育終了年齢を超えたすべての就労者（所得がない、または所得が一定額以下の者を除く）は、退職基礎年金に加入する義務がある。被用者は、基礎年金（Basic State Pension）に加え、2階部分の国家第二年金に原則どおり加入するか、あるいは一定の基準を満たす職域年金または個人年金を選択して国家第二年金の適用除外（contracting out）を受け、私的年金（企業年金又は個人年金）に加入することも可能である（その分の保険料は割引）。2005年現在、被用者の約7割が対象となっているものの、適用除外を利用している人も対象者中の7割弱程度と見られる（2004年参議院重要事項調査議員団報告書による）。

## (3) その他

日本と比べると、給付に必要な加入年数が短いこと（2010年より満額受給ができる拠出期間を、女性39年・男性44年から、一律30年に短縮）や、報酬比例部分の所得再分配機能が大きいことが特色として挙げられる。イギリスでは、老後の所得保障は、年金制度だけではなく、ミーンズテスト付の各種給付〔年金クレジット（最低所得水準との差額を支給する生活保護相当の制度）・賃貸住宅居住者のための住宅手当・カウンスル税手当・冬季燃料給付等〕でなされている。年金に加え、こうした給付を得ることで、ぎりぎりの生活をしている高齢者も多い。但し、全体としては財源問題等もあり、「私的年金」重視型の制度に移行しつつある。高齢者の収入に占める公的：私的年金の割合をマクロで見ると、53:47（2006年）となっている。さらに政府は、この割合を2050年には4:6にしたいと考えており、「私的年金」の重視を今後も徐々に進めていく方針を示している。

## 3. 各年金制度の特徴

### (1) 基礎年金

#### ① 支給開始年齢

支給開始年齢は、退職したかどうかにかかわらず、男性は65歳、女性は60歳である。ただし、2010年から2020年にかけて、女性を65歳に引き上げるほか、2024年から2046年にかけて男女ともに68歳に引き上げることを発表している。

## ②給付金額と保険料率

基礎年金（state pension）は満額の場合、本人は 95.25 ポンド（約 1.3 万円）/週、被扶養の妻は夫の支給額の約 60%を基本に支給される[夫婦で 152.30 ポンド（約 2 万円）/週]。被用者（クラス 1）に係る国民保険の保険料率は、給与の 23.8%（本人 11%・使用者 12.8%）となっている（2009 年度）。

### 国民保健制度の拠出対象者の分類

対象者	分類	負担者	保険料算出のための所得区分	保険料率等
被用者	クラス 1 保険料	本人	週 90 ポンド～105 ポンド（1.2～1.4 万円）	0%
			週 105 ポンド～770 ポンド（1.4～10.2 万円）	11%
			週 770 ポンド超（10.2 万円）	1%
	事業主	週 90 ポンド～105 ポンド（1.2～1.4 万円）	0%	
			週 105 ポンド（1.4 万円～）	12.8%
自営業者	クラス 2 保険料	本人	年 4,825 ポンド以下（63.7 万円）	0%
			年 4,825 ポンド～5,435 ポンド（63.7～71.7 万円）	週 2.3 ポンド（304 円）定額
	クラス 4 保険料	本人	年 5,435 ポンド～40,040 ポンド（71.7～528.5 万円）	8.0%
			年 40,040 ポンド（528.5 万円）～	1.0%

出典：イギリス歳入庁HPよりニッセイ基礎研究所作成

## ③満額加入年数

満額の基礎年金は、最大加入期間となる 49 年（16～65 歳）の概ね 9 割（44 年）に相当する拠出期間が満たされると支給される（わが国の場合は 40 年）。女性の場合は 39 年となっているが、これは、女性の支給開始年齢が現在 60 歳となっているためである。

拠出期間が短い場合には、44 年または 39 年に比例して減額されるしくみである。但し、2007 年の年金法では、2010 年より満額受給できる拠出期間が、女性 39 年・男性 44 年から一律 30 年に短縮されている。

## ④最低加入年数

最低でも 10 年間の拠出年数が求められている（わが国の場合は 25 年）。

## ⑤水準調整

基礎年金の改訂を物価スライドから賃金スライドに変更（2012年）した。

### （2）ステークホルダー年金

ステークホルダー年金は、ブレア政権下の2001年に導入されたもので、主に中低所得者向けの2階部分の新たな選択肢として（国家第二年金から適用除外）、管理費用を縮減することにより保険料を低額に抑えた確定拠出型個人年金である。使い勝手がよく、安全性が高い商品として設計されている。企業年金を設けていない企業の従業員にも、自分で老後に備え蓄えることができるようにするため、金融機関の販売する年金商品のうち一定の要件を満たすものをステークホルダー年金とし、これに加入する被用者の掛金を所得控除することで加入を促している。

2001年10月以降、5人以上を雇用する事業主には、被用者に商品の一つを選定して情報提供を行い、希望する被用者については掛け金を天引き徴収し、代行納付する義務（アクセス提供義務）を課した。これに違反した場合は、最大5万ポンドの罰金が科せられる。但し、2003年5月のイギリス保険業協会のレポートによれば、2001年4月の販売開始以降ステークホルダー年金の販売数は311万件（2007年末）を超えているものの、半数は他の形態の貯蓄からの移行であり、売り上げは伸び悩んでいる。また、定期的に拠出を行っている契約者の平均貯蓄額は月140ポンドであり、予想よりも高い所得者層が購入していることも指摘されている。

### （3）国家第二年金（SSP）

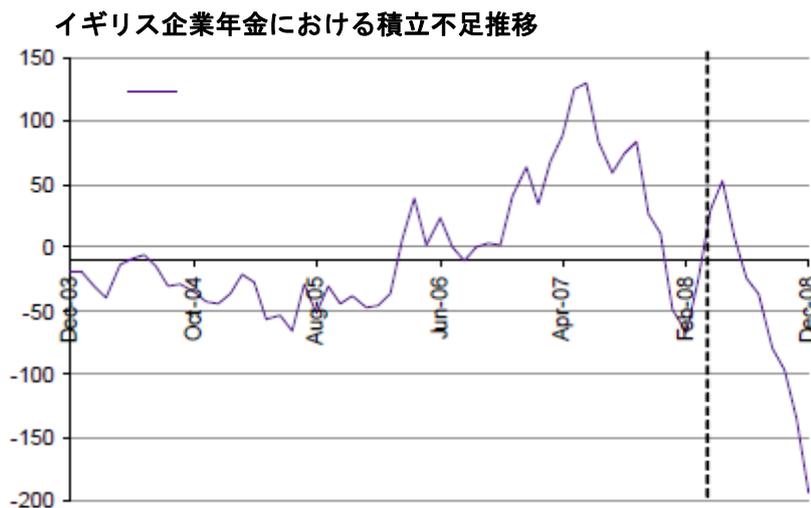
従来の付加年金、国家所得比例年金（SERPS）に代え、2002年に創設された年金制度である。年間4,680ポンド以上の収入がある者に対して、所得比例で年金を給付する。従来の国家所得比例年金（SERPS）が完全な所得比例であったのに対し、①年収が13,500ポンド未満（約178万円未満）で家族介護や育児のために就労できない者についても週1ポンドの掛金で加入できる、②年収31,100ポンド未満（約410万円未満）の者についても給付を従来の国家所得比例年金より手厚くする等、低所得者にとってより有利な設計となっている。

なお、4,680ポンド未満（約62万円未満）の者（介護者、障害者等）も4,680ポンドの所得があったものとして取り扱われるほか、SSPに加入せず、その代わりに企業年金

やステークホルダー年金や個人年金等に加入（適用除外、既述の通り）することもできるが、その収入レンジの者に対しては、年金額の確保のため、SSP に加入しながら同時に他の年金に加入することも認められている。国家第二年金は、将来的に定額給付となるように見直す方針が発表されている。

#### (4) 企業年金

企業年金制度は、運用利回りの鈍化、平均寿命の伸び等を背景に、イギリス全体で 194.5 億ポンド（2008 年 12 月）の積立不足が生じていると推計されており、深刻な状況にある。特に、イギリスでは公的年金制度の「民営化」が進められており、一定の要件を満たす企業年金、個人年金の加入者は、所得比例の国家第二年金に加入しなくてよいこととされている。こうした中で、企業年金、個人年金の積立不足は切実な問題となっている。従来、イギリスの企業年金は大部分が確定給付型であったが、新規採用者から確定拠出型への移行を表明する企業が急増しており、過半の企業が確定給付年金制度への新規加入を認めていないといわれている。こうした中、改革の必要性が認識され、2004 年、年金法及び 2004-06 年金融法により改革が進められた。これらの改革は、企業年金加入者の「保護」を図ることにより、揺らぎつつある企業年金への信頼を回復するとともに、規制緩和や制度の複雑な側面を除去することによって、企業や加入者の「選択」や「簡素」な運営を可能とし、私的年金への誘導を図ったものである。



出典：Office for National Statistics

## 4. 年金クレジット(Pension Credit)

十分な所得のない年金生活者に対しては、公的扶助基準額相当の所得を保証し、年金と公的扶助とを調整する年金クレジット法が2003年10月より実施された。これにより、所得補助（公的扶助）は60歳以上の高齢者には適用されなくなった。

年金クレジットは、最低保証クレジット（Guarantee Credit、60歳以上が対象）と貯蓄クレジット（Savings Credit、65歳以上が対象）からなる。2008年現在、イギリスの年金受給年齢者は1,179万人いるが、そのうち272万人、割合にして23%<sup>2</sup>が年金クレジットを受給している。

### ①最低保証クレジット-Guarantee Credit

所得補助と類似しており、基準額は以下の通りである。障害を有したり、介護を行っていたり、住宅返済が残っている場合には金額が上乗せされる。また、6,000ポンド超（2009年11月からは1万ポンド、132万円）の貯蓄がある場合には、クレジット金額が減額される（500ポンド超につき週1ポンドの減額）。

単身者	週130ポンド（約1.7万円） <sup>3</sup>
夫婦	週198.45ポンド（約2.6万円）

### ②貯蓄クレジット-Savings Credit

貯蓄クレジットは、老後に備えた預貯金や私的年金への加入を促進するため、65歳以上の高齢者が引退に向けて貯蓄を行う場合に、政府がマッチング拠出（1ポンドにつき40ペンス）を行うものである。最低保証クレジットに上乗せして受け取ることができる。受け取ることができる上限金額は以下の通りである。

単身者	週20.40ポンド（約0.3万円）
夫婦	週27.03ポンド（約0.4万円）

但し、65歳以上の場合でも以下のような所得制限が設けられている。

単身者	週153.40ポンド（約2.4万円）
夫婦	週266ポンド（約3.5万円）

<sup>2</sup>支給対象であるものの支給を受けていない高齢者も多い（対象者の6～7割が受給しており、3～4割は受給していない）。

<sup>3</sup> 6,000ポンド以上の貯蓄がある場合には、所得に換算される（施設入居者については10,000ポンド）。上回る部分500ポンドにつき1ポンド、クレジットが減額される。

## 5. これまでの年金制度改正の動き

### (1) ブレア政権初期の制度改正

労働党ブレア政権下では、基礎年金制度は維持しつつ、

ア) 主に中低所得者向けの 2 階部分の新たな選択肢として、管理費用を縮減し保険料を低額に抑えた確定拠出型個人年金である、ステークホルダー年金の創設(2001 年 4 月発売開始)

イ) 従来の国家所得比例年金に比べて低所得者の給付額を高めた国家第二年金を創設し、国家所得比例年金との置き換え(2002 年 4 月以降)

ウ) 離婚時の年金受給権整理の新たな選択肢として、2 階部分の年金の分割権が創設(2000 年 12 月以降開始の離婚手続きに適用)されたほか、所得補助制度(公的扶助)において年金生活者を対象とした最低所得保障額(Minimum Income Guarantee)を設定し、低所得の年金生活者の生活を支援(1999 年 10 月実施)

上記等の見直しが行われた。

2003 年 10 月には、最低所得保障額制度に代えて、年金クレジット (Pension Credit) 制度と貯蓄クレジット (Saving Credit) が導入された。

### (2) ブレア政権後期の動き

将来に向けた人口構造の変化等を踏まえて、長期的に懸念される課題を回避するため、2002 年にターナー卿[元 CBI (経団連に該当) 会長]を委員長とする年金委員会 (Pension Commission) が設置された。委員会は、3 年間の検討を経て、2005 年 11 月 30 日に報告書を公表した。

この報告書は、近年ではかなり大規模な内容の改革案であり、注目を集めた。基本的な考え方としては、①個人の自己責任の範囲を拡大すること、②所得・男女・世代の違いを超えてフェアな制度とすること、③制度をシンプルなものとする、④持続可能性が確保された制度であること、⑤国民にとって納得性の高い制度とすること、という視点到留意して検討が加えられた。

具体的な改正案の内容として、報告書では、

ア)安い費用で、低・中所得者に貯金を促す制度を 2012 年から導入することとした。具体的には、個人ごとの勘定を立ち上げ、被用者(4%) + 事業主(3%) + 政府(1%)が負担を持ち合うことで被用者に貯蓄を促す

イ)子育てや介護を担っていた女性が、結果として十分な年金を得られないという問題の克服のため、従来であれば満額受給するために 39 年間納める必要のある国民保険料を、2010 年以降は 30 年間に短縮させた。併せて、ケアを担う者に対する福祉給付を拡充し、子育てや、重篤な障害者を週 20 時間以上介護する場合には、その期間について年金拠出期間に繰り入れる(現行週 35 時間以上)

ウ)基礎年金の支給額を再び賃金スライドに移行し、支給開始年齢を 2020 年代半ばから約 10 年かけて 1 年ずつ遅らせ、2050 年までに 68 歳に引き上げる(具体的には 2024 年に 65 歳から 66 歳に、2034 年に 67 歳に、2044 年からは 68 歳になる見込み)ことを内容とするものであった。

その後、この報告を踏まえた政府案であるホワイトペーパーが (i) 2006 年 5 月 (Security in retirement : towards a new pensions system) 及び (ii) 同年 12 月 (Personal Accounts : A new way to save) に公表された。これらの改革案は、法律としては 2 本立てとなり、(i) については 2007 年 7 月に成立 (The Pensions Act 2007)、(ii) については The Pensions Bill を経て The Pensions Act 2008 が提出され、2008 年 11 月に成立した。

#### i. 2007 年年金法 (The Pension Act 2007)

- ・国家基礎年金 (BSP) に関し、①2010 年から BSP 満額支給に必要な拠出年数を男女とも 30 年に短縮、②2012 年 (予定) から B S P の支給額改定を物価スライドから賃金スライドへ移行する。
- ・国家第二年金 (S2P) に関し、2010 年から子どもや障害者の介護者の受給権を強化 (保険料クレジット制の導入) する。また、2012 年から 2015 年のある時点以降、徐々に報酬比例から定額給付に移行し、2030 年を目処に完全に移行する。
- ・支給開始年齢を 2024 年から 2046 年にかけて、男女ともに 68 歳まで引上げる。
- ・12 歳未満の子供を養育する者、重度の障害者を週 20 時間以上介護する者に、保険料クレジット制を設け、保険料を払ったものとして扱う。
- ・私的年金に関し、2012 年以降、職域年金や個人年金の代行制度を簡素化し、拠出

建個人年金を廃止する。また、2012年より被用者は自ら断わらない限り、職域制度か個人勘定制度に加入する。個人勘定制度は、年所得5,000～33,500ポンドの1,000万人程度の中低所得層を対象とし、本人は所得の4%以上を、雇い主は3%以上を、国は1%を（税控除の形で補助）拠出する。

## ii. 2008 年年金法

- ・ 約700万人の企業年金のない就業者に対して、職場で年金権を得られるように2012年から年金加入が自動化される。該当する労働者は、個人勘定年金に自動的に加入（希望して適用除外を選択することも可）。拠出は、被用者（標準報酬の4%）＋事業主（同3%）＋政府（同1%）。
- ・ 2012年から、老後保障として適当な水準の職域年金に加入できない者（低中所得者を念頭）のための個人勘定年金（Personal Accounts Scheme）を創設。
- ・ 加入者の安心を確保しながらも、企業年金を実施し、加入するためのインセンティブをさらに高めるため、税制及び規制の両面で制度の簡素化が図られることとなった。税制について、従来は加入時期やプランの種類によって適用される税法が8つに分かれており、極めて分かりにくいものであったが、これを1つのルールに簡略化し、分かりやすいものとした（2006年4月施行）。

## (3) その他の主な改革

### ①受給者保護

積立不足に悩む企業年金が多いことを踏まえ、受給者（受給権）の保護と将来の企業年金の破綻回避に対応するため、年金保護基金（Pension Protection Fund）を創設（2005年4月施行）した。これは、各企業年金に賦課される拠出金によって運営され、事業主が破綻した場合は、確定給付型年金について、既に受給を開始している者については100%、現役加入者に対しては90%を保証する基金である。

さらに、詐欺・ミスマネジメント・積み立て不足等を事前に察知し、能動的な調査等によって危機を予防するため、新しい年金規制当局（Pensions Regulator）を創設した（2005年4月施行）。新たな規制当局には、運営の凍結権限付与など事前の危機回避のための権限を与えている。

## ②情報提供の拡充

私的年金を普及させて老後の生活設計の柱として有効に機能させるため、また、個人が受け取れる年金の水準等を適切に予測・検討できるようにするため、会社は、国家年金と企業年金とを組み合わせた予想年金見込み額を給与支払い時等に給与明細等と一緒に情報提供することとした。2006年春からは、ウェブサイト上で年金見込み額や退職後の必要収入の推計等を自分で計算できるツールを提供開始している。また、学校における金銭教育や、高齢者の金融知識に関する調査等の実施も計画されている。

## ③年金優遇税制

8つ存在していた年金税制を一つのルールの下に統合・簡素化<sup>4</sup>し、事業主負担分を含めた税制優遇適用の生涯退職貯蓄上限額（lifetime allowance）175万ポンド（約2.3億円）と、年限度額24万5,000ポンド（約3,200万円）を税制上の優遇措置の対象とする制度を導入した（2005年4月）。

この制度の導入は、単純明快に事務コストが軽減される点が評価され、多くの人が貯蓄限度額を引き上げる要因となった。また、個人のライフサイクルにあわせて非課税枠を活用し、貯蓄する自由も大きくなった。生涯限度額及び年限度額の範囲であれば、拠出時、運用時において課税はされない。

生涯限度額を超えているか否かは、確定給付型の場合には年金給付が開始されるときの受給権の現在価値で判断され、確定拠出型の場合には、年金積立金で終身定期金を購入する際の積立金の現在価値で判断される。

生涯限度額を超えた場合、終身定期金として受け取る分については25%の税が、一時金として受け取る分については55%の税がかけられる。また、単年度の拠出限度額を超えて拠出した場合については、40%の税が課される。

2005年度までは、個人年金への年間拠出上限額が3,600ポンド（約72万円）または年齢別所得の一定割合相当額のいずれか大きい額（例えば、35歳以下は所得の17.5%、50歳は所得の25%が上限）であったが、2006年以降は、年金への拠出限度額は2009年度24.5万ポンド（約3,200万円）となり、個人による税制優遇額の上限は、年間3,600ポンド（約72万円）または課税所得の100%のいずれか大きい額となった。

---

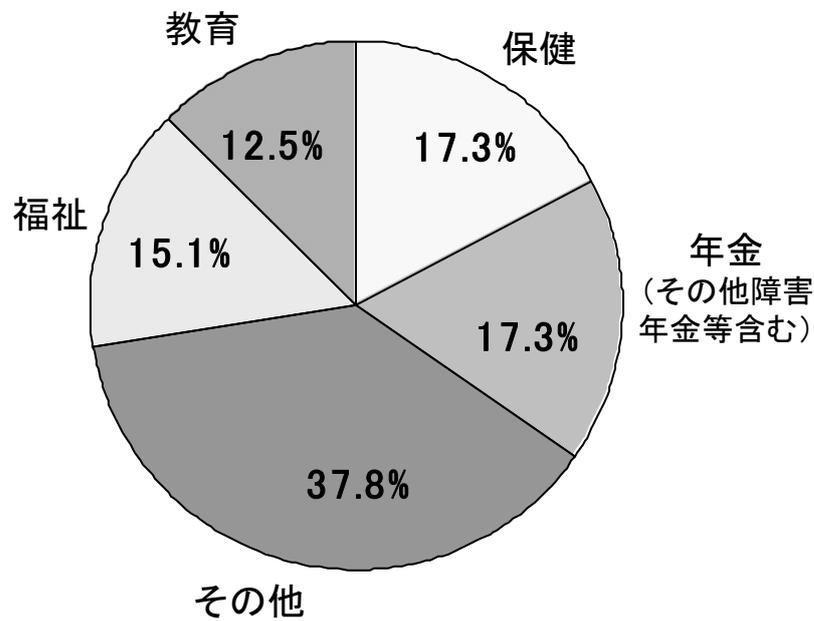
<sup>4</sup> また、1995年以降、確定給付型の制度が終了しても必要な給付を行うのに見合う資産を保有することができるよう、最低積立基準(MFR: Minimum Funding Requirement)を設定しているが、保険数理士による評価を1年1回から3年1回に簡素化すること、企業年金の投資、意思決定手続等についてより簡素化すること等を通じ、より自由な制度毎の運営を認めることになった

## 6. 年金財政

イギリスでは、疾病給付・失業給付・寡婦給付・障害年金・退職年金・労災給付など、あらゆる保険給付が全国民を対象とする社会保険制度に統合され、1つの国民保険基金から給付が行われている。国民保険の保険料は、被用者と雇用主が負担する。2008年度における被用者の保険料は、週当たり所得のうち、105～770ポンドの間については11%、770ポンドを超える部分については1.0%。雇用主の保険料は、被用者の週当たり所得のうち105ポンドを超える部分につき12.8%である。

自営業者で年間収入が4,825ポンド以上の者は、定額保険料（週当たり2.3ポンド）を納める。また、無所得、あるいは低所得のための国民保険料納付の義務がない者も、所定額の保険料を支払って任意に加入することができる。イギリス国家予算に占める年金支出の割合は17.3%となっている。

イギリス国家予算に占める主な支出（2009年予算）

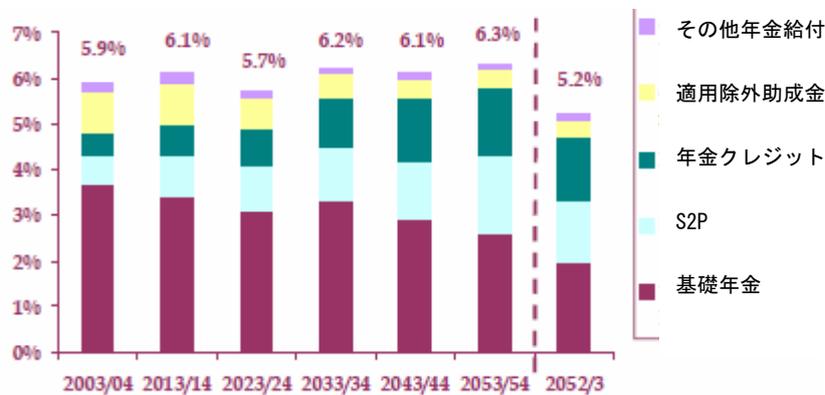


出典：UK. Public Spending

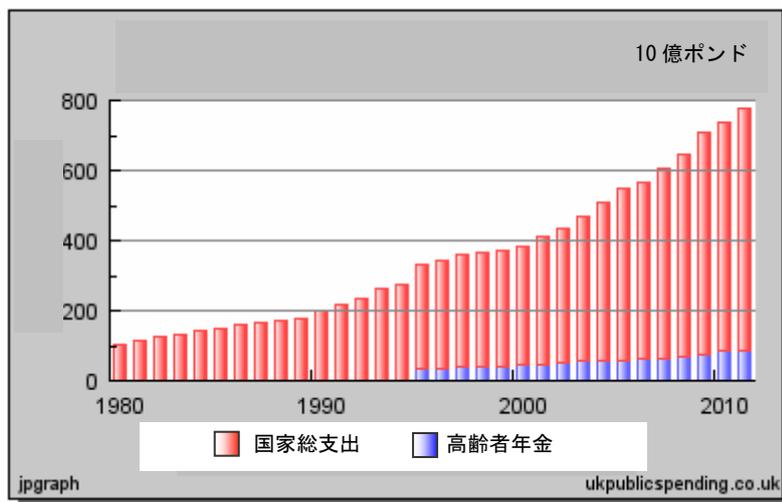
国民保険制度の発足当初、年金の財政方式は積立方式をたてまえとしていたが、1960年代後半になってからは、財政悪化に伴い積立方式を維持していくことが不可能となり、1961年、年金に所得比例部分が追加導入されると同時に、賦課方式へ移行した。

イギリスの公的年金財政は比較的安定しており、2040年までGDP比6%前後で安定的に推移すると見込まれている。これは、給付水準が低水準に留まっていることに加え、私的年金への移行を進めてきたことが大きい。

### 年金の国家支出の長期見通し〔対GDP比率〕

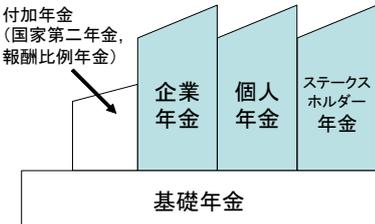


### 年金支出と国家総支出の推移



出典：UK.Public Spending

## イギリスの年金制度の概要

<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源 税財源 企業・個人年金</p>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>&lt;基礎年金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性 16-64 歳、女性 16-59 歳のイギリス居住者は強制加入 (◎)</li> <li>・ ただし、所得が最低所得額 (2007 年度は週 87 ポンド、約 2 万円、1 ポンド=230 円で換算) に満たない者は、保険料納付義務を免除。また、年間純利益 4,635 ポンド (約 107 万円) 未満の自営業者も保険料納付を免除。</li> <li>・ 無職者や最低所得額未満の低所得者は基礎年金に任意加入 (△)</li> </ul> <p>&lt;付加年金：報酬比例年金/国家第二年金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低所得額以上の収入をもつ被用者は強制加入 (◎)</li> <li>・ ただし、一定要件を満たす私的年金 (企業年金、個人年金、ステークホルダー年金) に加入する被用者は、付加年金への加入を免れることも可能 (適用除外制度)。</li> </ul>
<p>保険料率 (2007 年度)</p>	<p>&lt;第 1 種保険料&gt; 被用者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被用者負担：週給 100-670 ポンドについて 11.0%。週給 670 ポンド超について 1%</li> <li>・ 事業主負担：週給 100 ポンドを超える被用者所得について 12.8%</li> </ul> <p>&lt;第 2 種保険料&gt; 自営業者が対象。週 2.10 ポンド</p> <p>&lt;第 3 種保険料&gt; 任意加入者が対象。週 7.80 ポンド</p> <p>&lt;第 4 種保険料&gt; 年間純利益 5,225 ポンド以上の自営業者が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間利益 5,225-34,840 ポンド (約 120 万-800 万円) について 8%。34,840 ポンドを超える利益に 1%。第 2 種保険料に加算して上記保険料を納付</li> </ul> <p>*なお上記保険料は、求職者手当、労働災害などを包括する「国民保険」の保険料率である。年金が中心であるがそれ以外の領域もカバーしていることに注意。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>男性 65 歳、女性 60 歳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の支給開始年齢は 2010 年-20 年にかけて段階的に 65 歳に引き上げられる予定</li> <li>・ さらに 2024 年-46 年にかけて、男女共に段階的に 68 歳に引き上げられる予定</li> </ul>
<p>基本受給額 (2007 年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎年金と付加年金を合わせて所得代替率は 37% (OECD 調査、2005 年)</li> <li>・ 基礎年金 (満額) 単身：週 87.30 ポンド (約 2 万円)、夫婦：週 139.6 ポンド (約 3 万 2 千円)</li> <li>・ 付加年金：加入者の所得に応じて支給</li> </ul>
<p>給付の構造</p>	<p>&lt;基礎年金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額給付。ただし満額受給のためには、男性 44 年、女性 39 年以上の加入期間が必要。この加入期間に満たないと、それに応じて給付額が減少。</li> <li>・ なお、満額受給のための加入期間は、2010 年より男女共に 30 年に短縮する予定</li> </ul> <p>&lt;付加年金&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 報酬比例年金： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一律の給付乗率で所得に比例して年金額を決定。なお給付乗率は、2000 年から 2009 年にかけて 25%から 20%へ段階的引き下げ。</li> <li>・ <math>\Sigma [(各年度の所得額 - 最低所得額) \times 再評価率] / 加入年数 \times 乗率</math></li> </ul> </li> <li>② 国家第二年金：三つの所得帯に区分して、給付乗率を 40%、10%、20%に変更。</li> </ol>
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 種保険料は報酬比例なのに対して、基礎年金は定額給付となっている点で所得再分配が行われている。また、国家第二年金は低所得者層に手厚い給付である。</li> </ul>
<p>公的年金の財源方式</p>	<p>基礎年金、付加年金ともに賦課方式</p>
<p>国庫負担</p>	<p>原則なし</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>年金制度の枠内では特になし</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>60 歳以上の高齢者に最低所得を保証する「年金クレジット」という資力調査付き給付で対応</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>付加年金を私的年金で代替する適用除外制度の利用者は、全被用者の 6 割</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>公的年金と私的年金を合わせた年金受給見込み額について定期的に情報提供</p>

出典：年金と経済 Vol.26 No.4 より抜粋

但し、上記は 2007 年のデータに基づく

<参考文献>

Pensions Policy Institute, Pension Primer June 2009

Pensions Policy Institute, Pension Facts December 2008

Benefit and Pension Rates April 2009

Pension Trends January 2009

PPI Briefing Note

世界の厚生労働 2009

社会保障年鑑 2009

英国の所得保障改革(榊原毅、大原社会問題研究所雑誌、2005.7)

<調査協力>

株式会社ニッセイ基礎研究所